

介護保険住宅改修について

宗像市

令和7年(2025年)3月版

介護保険における住宅改修費給付の基本的な考え

介護保険の基本理念は、介護が必要な状態となっても、その方の状況に応じた適切なサービスを利用しながら、在宅において自立した生活を送ることができるようにすることにあり、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすためには、在宅生活を支えるサービスが適切に提供されるとともに、身体状況に応じた住環境が整えられる必要があります。

介護保険制度における住宅改修は、要介護（支援）状態の方が可能な限り、在宅で本人の能力を生かし、その有する能力に応じた自立した生活を営むことができるようにすることのほか、家族等、介護をされる方の負担軽減を図ることを目的とした介護給付です（リフォーム・増改築のための補助制度ではありません）。

行う改修が適正な改修となるよう、改修時期や内容などをしっかりと考慮して計画を立てることが重要です。

住宅改修を進める前に

■改修をする目的や具体的目標を明確にしましょう

改修の目的は、日常生活動作（食事、排泄、入浴、外出など）に本人の能力を活かし、いきいきと自立した生活に役立つものであり、また、介護者の負担軽減を図ることです。

「何かつけておけば…」 「保険で安くできるから…」 といった漠然とした理由で改修すると、利用しなかったり、使えなかったり、かえって邪魔になったりすることもあります。改修の費用も大きな金額となりますので、必要のない改修は避けましょう。

■各部屋や家具の配置の変更、福祉用具の利用も検討しましょう

今までどおりの生活パターンも大切ですが、居室を変えたり、家具の配置を変えたりすることで、改修をせずに目的を果たせたり、最小限の改修費用で済んだりすることがあります。

福祉用具として貸与されるスロープや手すりは、床や壁に固定しないため多少不安定な場合もありますが、状況に合わせた設置や着脱も簡単です。

（例） ・2階にあった寝室を1階に変える。トイレや浴室に近い部屋を寝室（居室）にする。

・通しやすいように家具の配置を変える。

・和式便器に、特定福祉用具で購入できる腰掛便座を置く。

■施工業者については、複数社に見積もりを出してもらいましょう。

介護のための改修では、見積価格の問題だけでなく、本人の状態にあった資材選びや取付け方、危険防止のための施工法などの専門的な知識も必要です。

「知り合いだから」、「安価だから」ということで施工事業者を選ぶのではなく、専門知識や対応の仕方、見積価格など、よく比較してみることが大切です。

もくじ

1. 住宅改修費支給制度の概要 ……3	(1)概要 (2)対象要件 (3)住宅改修の種類 (4)おおまかな手続きの流れ
2. 支給限度基準額について…………7	(1)住宅改修費の支給限度基準額 (2)3段階リセット (3)転居リセット
3. 支払方法について……………9	(1)償還払いと受領委任払い (2)利用者負担額の計算例
4. 施工事業者について……………10	
5. 住宅改修に関する注意点……………11	
6. 対象となる工事……………13	(1)手すりの取付け……………13 (2)段差の解消……………15 (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更…17 (4)引き戸等への扉の取替え……………18 (5)洋式便器等への便器の取替え…19 (6)その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修…20 *ユニットバスの工事について……………21
7. 住宅改修費の算定上の留意点……22	
8. 手続きの流れ(詳細)……………23	
9. 承認申請(工事前)の提出書類の作成ポイントと留意点…25	●チェックリスト ●申請書 ●承諾書 ●理由書 ●見積書(内訳書) ●平面図 ●断面図 ●写真貼付用紙
10. 支給申請(工事後)の提出書類の作成ポイントと留意点…40	●チェックリスト ●申請書(受領委任払い) ●念書(受領委任払い) ●申請書(償還払い) ●委任状・念書(償還払い) ●領収書 ●写真貼付用紙
11. 住宅改修費助成事業……………47	

参考とした告示、通知等
厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類 (平成11年3月31日厚生省告示第95号) ※本書内で「改修告示」と表記しています
介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて 「第2・住宅改修 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類」 (平成12年1月31日厚生省老人保健福祉局企画課長通知第34号) ※本書内で「課長通知」と表記しています
居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について (平成12年3月8日 老企第42号)
「厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目」及び「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の改正等に伴う実施上の留意事項について (平成21年4月10日厚生労働省老健局振興課長通知第0410001号) ※本書内で「留意事項通知」と表記しています

住宅改修費支給制度の概要

(1)概要

- 介護を必要としている高齢者が、在宅でできるだけ自立した生活を送ることができるように、手すりの取り付けなどの住宅改修について、上限20万円のうち、介護保険からその費用の7～9割が支給されます。
- 住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付けや段差の解消など比較的小規模なものが対象です。
- 住宅改修は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線*、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成、改修の予算等を総合的に勘案することが必要です。

*日常生活上の動線（「日常生活動作」の動線）

…「日常生活動作」とは、食事、排泄、入浴、外出などにおける移動といった必要最小限の生活動作のこと

- ご本人・ご家族・介護者にとって効果的で、かつ適正な改修が行われるよう、しっかりとした住宅改修計画を立てましょう。工事前には、必ずケアマネジャーにご相談ください。
- 支給を受けるためには、工事前と工事後にそれぞれ手続きが必要です。

(2)対象要件

次の要件をすべて満たす宗像市介護保険の被保険者が対象です。

- (1) 要介護(要支援)認定を受けており、工事着工日、工事完了日及び領収日が共に認定有効期間内であること。
- (2) 住民票の住所と居所(実際に生活している場所)が同一で、介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修であること。
※高齢者に適したつくりとなっている特定施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホーム、高齢者向けの住宅は原則対象外。
- (3) 過去に行った介護保険住宅改修で申請額が20万円を超えていない人
※3段階リセット及び転居リセットを除く(7.8ページを参照)
- (4) 在宅で生活すること(入院・入所・外泊は不可)。
- (5) 工事内容が介護保険制度の支給対象であり、承認申請の書類にその必要性について記載されていること。
- (6) 住宅改修の工事前に承認申請し、宗像市に承認されていること。

(3)住宅改修の種類

厚生労働大臣が定める住宅改修費の支給に係る住宅改修の種類は、次のとおりです。

以下、住宅改修の定義については、「改修告示」「課長通知」より抜粋。

具体的な対象工事は、13 ページ～21 ページをご確認ください。

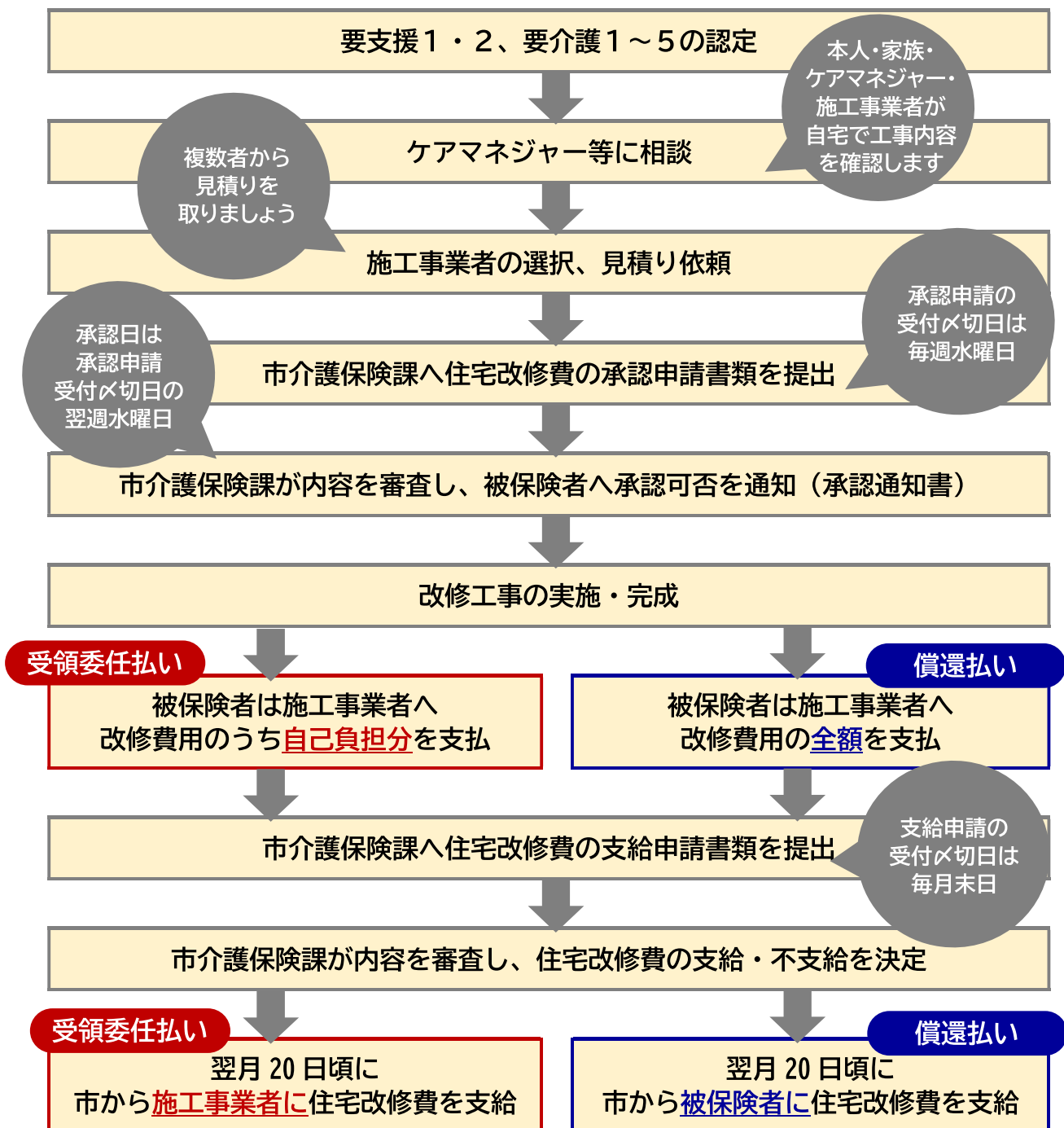
種類	想定される内容例
(1)手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものである。 手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとする。 なお、貸与告示第七項に掲げる「手すり」に該当するものは除かれる。 【貸与告示第七項】 手すり・・・取付けに際し工事を伴わないものに限る。
(2)段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されるものである。 ただし、貸与告示第八項に掲げる「スロープ」又は購入告示第四項第五号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれる。 また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれる。 【貸与告示第八項】 スロープ・・・段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。 【購入告示第四項第五号】 入浴補助用具に分類される「浴室内すのこ」
(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されるものである。
(4)引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。 ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、法に基づく保険給付の対象とならないものである。 ※従来扉位置の変更等を含め扉の取替としてきたところであるが、引き戸等の新設により扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合もあることから、その場合に限り引き戸等の新設も保険の対象となる。(留意事項通知より)

(5) 洋式便器等への便器の取替え	和式便器から洋式便器への変更や、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定される。 ただし、購入告示第一項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれる。 また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれない。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象とならないものである。 【購入告示第一項】 腰掛便座・・・次のいずれかに該当するものに限る。 - 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの - 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの - 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの - 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（居室において利用可能であるものに限る。）
(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	① 手すりの取付け 手すりの取付けのための壁の下地補強 ② 段差の解消 浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ③ 床又は通路面の材料の変更 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備 ④ 扉の取替え 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤ 便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。)、便器の取替えに伴う床材の変更 ※洋式便器等への便器の取替に伴う壁の撤去工事については、利用する人の心身の状況、住宅の状況を勘案して必要と認められる場合のみ対象。 ※工事に伴う床やクロスの補修工事は、必要最小限の補修部分についてのみ対象。

※同じ要介護度であっても、被保険者の心身の状況、住環境や日常生活の様子等はそれぞれ異なります。住宅改修費の支給にあたり、理由書に記載された個々の状況を勘案した上で、改修内容の審査を行います。住宅改修費の支給の可否は、同じ改修内容であっても被保険者によって異なる場合がありますのでご理解をお願いします。

(4) おおまかな手続きの流れ

住宅改修費の支給を受けるためには、市介護保険課の事前承認が必要です。手続きの流れは次のとおり。



*「償還払い」と「受領委任払い」については、10ページをご確認ください。

支給限度基準額について

(1)住宅改修費の支給限度基準額

住宅改修費の支給限度基準額：同一被保険者・同一住宅で20万円

- 「住宅改修費の支給限度基準額」とは、介護保険が適用できる工事費の限度額を指します。要介護状態区分にかかわらず、**同一被保険者及び同一住宅で20万円**です。
- 介護保険対象工事費が20万円の場合、被保険者の**自己負担割合1割～3割に応じ、自己負担額は2～6万円、支給額は14～18万円**です。
- なお、支給限度基準額20万円の範囲内であれば、**複数回に分けて申請**することもできます。
- 残高が不明なときは、被保険者ご本人やご家族、ケアマネジャーから市介護保険課にお問合せいただければ、お答えします(施工事業者からのお問合せにはお答えできません)。

*次の(2)(3)のとおり、介護の必要の程度が著しく高くなった場合や転居した場合には、再度20万円を支給限度基準額として申請が可能になります。

(2)3段階リセット

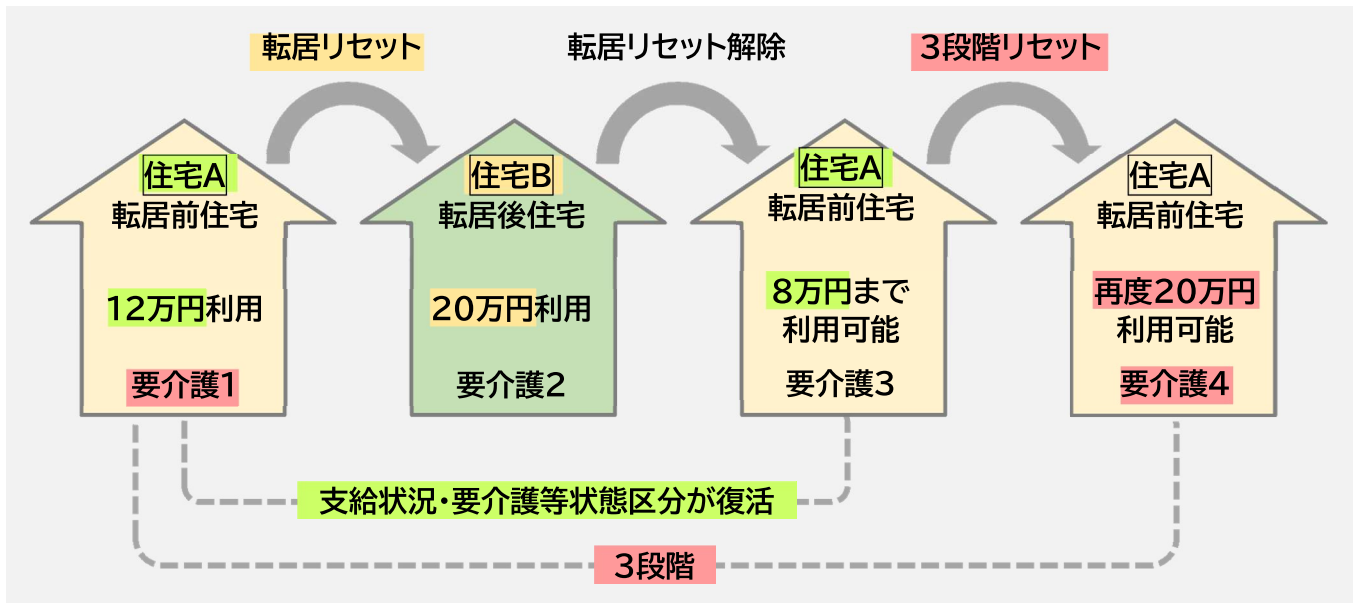
- 初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日における要介護状態等区分を基準として、**下表に定める『介護の必要の程度』の段階が3段階以上上がった場合に**、再度20万円を支給限度基準額として申請が可能になります。
- ただし、この**3段階リセットは1回限り**となります。
- 3段階リセット前に支給限度基準額の残額があっても、持ち越しはされません。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要介護1 要支援2
第1段階	要支援1 経過的要介護 旧要支援

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要介護2 <第3段階>	要介護5 <第6段階>
要介護1 要支援2 <第2段階>	要介護4 以上 <第5段階> 以上
要支援1 経過的要介護 旧要支援 <第1段階>	要介護3 以上 <第4段階> 以上

(3) 転居リセット

- 転居した場合、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について新たに20万円を支給限度基準額として申請が可能になります。
- 3段階リセットは転居後の住居について初めて住宅改修に着工する日の要介護状態区分が基準となります。(転居リセットが優先)
- 転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。
- なお、同じ場所に住宅を建て直した場合は、転居リセットの対象外です。



支払方法について

(1)償還払いと受領委任払い

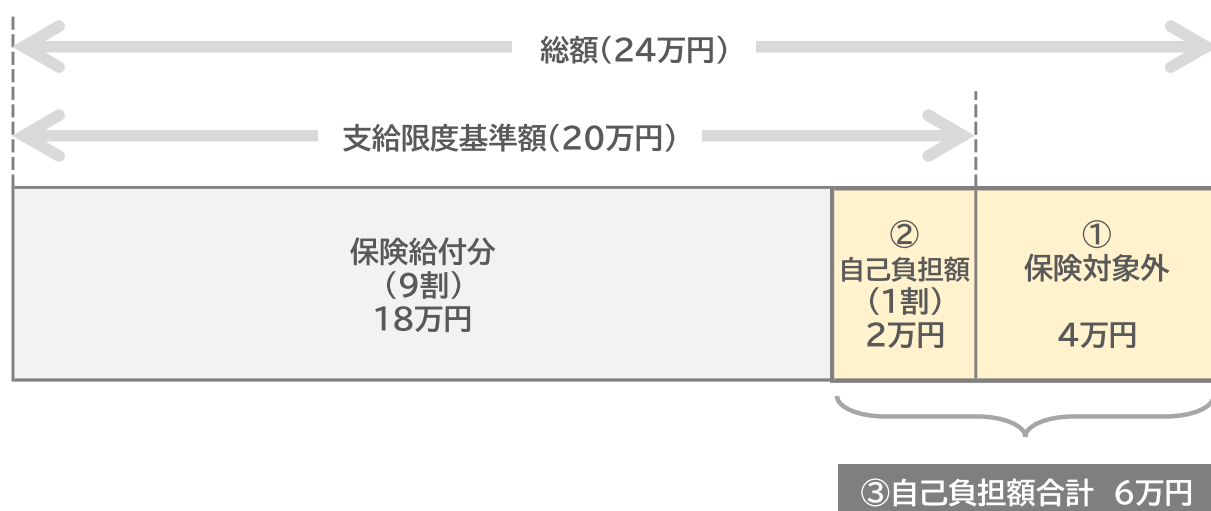
住宅改修費の支給方法については、次の2通りあります。

償還払い	・被保険者は、<u>改修費用の全額を施工事業者に支払います。</u> ・その後、<u>自己負担分(1～3割)を除く保険給付分(7～9割)を市から被保険者へ支給</u>します。 償還払い (負担割合1割の場合)
受領委任払い	・住宅改修の被保険者支払額を、初めから自己負担分のみで済むようにすることで、被保険者の一時的な負担を軽減するための制度です。 ・被保険者は自己負担割合に応じ、<u>1～3割を施工事業者に支払います。</u> ・<u>保険給付分(7～9割)は、被保険者の委任に基づき、受領委任払登録施工事業者に市から直接支給</u>します。 ※介護保険料の滞納により給付制限(支払方法の変更)を受けている場合は、<u>受領委任払いは利用できません</u> 受領委任払い (負担割合1割の場合)

(2)自己負担額の計算例

【例】自己負担割合1割の被保険者が、総額24万円(全額介護保険対象工事)の住宅改修を行った場合

①	24万円 (総額)	－	20万円 (支給限度基準額)	=	4万円 (保険対象外)
②	20万円 (支給限度基準額)	×	0.1 (1割)	=	2万円 (保険対象分自己負担額)
③	4万円 (保険対象外)	+	2万円 (保険対象分自己負担額)	=	6万円 (自己負担額合計)



施工事業者について

(1)償還払いの場合

施工事業者の制約はありません。

※本人や家族による施工もできますが、注意点があるため、22 ページをご確認ください。

(2)受領委任払いの場合

事前に市介護保険課に受領委任払取扱業者として登録している施工事業者のみ、受領委任払制度を利用できます。

※登録業者は市ホームページに掲載しています。なお、登録事業者の優劣をつけて掲載したものではありません。また、施工業者が行う工事について市が安全性等を保障するものではありません。

住宅改修に関する注意点

🏠 日常生活動作(ADL)の範疇から逸脱する住宅改修について

- 介護保険の住宅改修は、あくまでも在宅生活を続けていくための動作(食事摂取、トイレに行く、入浴する、外出するなど被保険者本人の身の回りの動作)を助けるものです。趣味や仕事といった本人の生きがいや生活を充実させるための工事は支給対象外です。

住宅改修の対象となる事由の例	住宅改修の対象外となる事由の例
・ 食事 ・ 入浴 ・ 排せつ ・ 外出（通院や介護サービスへの通い含む） ・ 洗濯 ・ ゴミ出し	・ 掃除 ・ 趣味や仕事のためのもの ・ 仏壇等へのお参りなど宗教に関するもの ・ 郵便受けに新聞を取りに行く ・ 畑や庭の手入れ ・ 防犯のため

🏠 一時的に身を寄せている住宅の改修について

- 介護保険被保険者証に記載されている住所地の改修が支給対象です。そのため、被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は支給対象外です。

🏠 施設入所者の自宅の改修について

- 施設入所者が自宅へ外泊する場合でも、生活の拠点は施設にあるため支給対象外です。

🏠 住宅改修に係る承認申請(工事前)について

- 工事前に必ず担当のケアマネジャー等に相談し、市介護保険課に承認申請してください。承認申請をしないまま実施した改修工事は支給対象外です。
- 要介護認定申請中の方でも承認申請できます。市の承認後であれば工事実施は可能ですが、支給申請(工事後)は認定結果が出た後になります。認定結果が「非該当」の場合は、支給対象外となり、全額自己負担となります。
- 入院(入所)中の方でも退院(退所)予定があれば承認申請できます。市の承認後であれば工事実施は可能ですが、支給申請(工事後)は、退院(退所)した後になります。一時帰宅中の支給申請は認められません。また、退院(退所)できない場合は、支給対象外となり、全額自己負担となります。

🏠 改修工事完了前に被保険者が入院(入所)、死亡した場合について

- 改修工事完了前に被保険者が容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合は、入院するまでに工事が完成した部分までが支給対象になります。
- 改修工事完了前に被保険者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分までが支給対象になります。
- 申請した改修工事を行わない場合は、市介護保険課まで必ずご連絡下さい。

🏠 新築や増築の住宅改修について

- 住宅の新築や増築(新たに居室を設ける等)は支給対象外です。ただし、竣工日以降に手すりを設置する、廊下の拡張に伴い手すりを取り付ける、便所の拡張に伴い和式便器を洋式便器に取り換えるなどの場合は、その設置等に要した費用のみ支給対象とします。

老朽化等に伴う住宅改修について

- 改修理由が単に老朽化や故障等の場合は支給対象外です。

担当のケアマネジャー等がない場合について

- お住いの地域を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

地域包括支援センター	住所／電話番号
吉武・赤間・赤間西地域包括支援センター	宗像市石丸1丁目6番7号 0940-32-2235
自由ヶ丘地域包括支援センター	宗像市自由ヶ丘11丁目13番地4 0940-72-6707
河東地域包括支援センター	宗像市稲元5丁目2番2号 0940-33-2755
南郷・東郷地域包括支援センター	宗像市田熊1丁目4番11号 0940-62-6514
日の里地域包括支援センター	宗像市日の里2丁目28番地2 0940-62-5030
玄海・池野・岬・大島地域包括支援センター	宗像市神湊118番地2 (特別養護老人ホームケアポート玄海内) 0940-36-9001

支給・不支給の判断にあたって

- 介護保険を使った住宅改修費は、市町村が要介護者の心身の状況や住宅の状況から必要と認めた場合に限り、支給されます。よって、申請書類からその必要性が十分に判断できない場合は、内容の確認を行うことがあります。

対象となる工事

(1)手すりの取付け

居室、廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的とした手すりの取付け工事が対象となります。

【参考事例】

保険給付の対象工事

- 居室内の手すり(居間、便所、浴室、玄関等)
- 敷地内の手すり(玄関ポーチ、門扉までの通路等)
- 既存手すりの撤去費(付け替え・移設の場合に限る)
- 手すりの付け替え・移設(身体状況の変化等による場合のみ)
- 窓の開閉ができなくなる等の理由から、一方が固定されていて、もう一方がはねあげ式になっている可動式の手すり
- 固定されている家具への手すり取付け(手すりの安全性を確認できる場合など)

付帯工事

- 手すりの取付けのための壁の下地補強
- 手すり取付けの場合で、既存設置物(タオル掛けやペーパーホルダーなど)の移設相当費用

保険給付の対象外工事

- × 転落防止用の手すり
- × 集合住宅等の共用部分の手すり(貸主の承諾があり、動線上であれば可)
- × 老朽化による取替え
- × 敷地外の手すり
- × 固定されていない家具等への手すりの取付け
- × 取付け工事で固定しない手すり【注1】
- × 両側に設置する手すり【注2】
- × 複数ある出入口やトイレそれぞれに設置する手すり【注3】
- × 屋内階段に設置する手すり【注4】
- × 日常生活動線で使用しない趣味の部屋などへの手すり設置
- × 両側が可動式で取り外し可能な手すり
- × シャワーフック付きの手すり
- × トイレ用棚付き手すり(棚を手すりとして使用するもの)



【注1】 ＊取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象であり、住宅改修の対象ではありません。

＊被保険者の身体状況や日常生活動作の動線、住宅の状況等に基づいた理由により、跳ね上げ式手すりを設置することは住宅改修の対象となります。



【注2】 ＊手すりの取付け工事については、原則、片側設置のみを支給対象にしていますが、被保険者の身体状況等の理由により、片側への手すりの取付けだけでは住宅改修の目的を達成できない場合は、両側への手すりの取付けについても住宅改修の対象となります。

【例1】片側麻痺等により、片側への手すりの設置だけでは行き帰りの移動が困難な場合（廊下、玄関ポーチ等）

【例2】下肢筋力の低下により、両側につかまるものがないと立ち上がりが困難な場合（トイレ等）

【注3】

<出入口について>

＊玄関などの出入口の手すりの取付けは、原則として一箇所のみが支給対象です。玄関以外の場所（勝手口、縁側、掃き出し窓）から出入りするために当該場所に改修工事を行う場合は、理由書に日常生活動作の動線として当該場所を利用している旨を記入してください。趣味や仕事といった本人の生きがいや生活を充実させるための工事は支給対象外です（11 ページ参照）

【例1】外出の際に玄関を、ゴミ出し・洗濯物干しの際に勝手口を利用する。

<トイレについて>

＊1階と2階など住宅内に二箇所以上トイレがある場合、原則として一箇所のみが支給対象です。二箇所以上に手すりを取り付ける必要がある場合は、本人の身体状況やそれぞれの用途、利用頻度、必要性等を理由書に明記してください。

【例1】2階にある寝室を1階へ移動できない理由がある。排泄の間隔が短く、日中は居間等のある1階で過ごすため1階のトイレを使用するが、夜間は寝室に近い2階のトイレを使用する。

【注4】 ＊原則、屋内階段の手すり取付けは支給対象外としています。まず1階で生活できるよう環境整備をすることを検討してください。結果として2階へ上がる階段に手すりを取付けることとなった場合は、検討した内容や本人の身体状況、用途、利用頻度、必要性等を具体的に理由書に記載してください。

(2)段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床をかさ上げる工事等が対象となります。

【参考事例】

保険給付の対象工事

- 各居室の敷居を低く(撤去)する工事
- 段差部にスロープ・踏み台を固定設置する工事【注1】
- 浴室の洗い場のかさ上げ・かさ下げ
- 敷石をコンクリートスロープにする工事
- 階段の勾配を緩やかにする工事
- 通路等の傾斜を解消する工事
- 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事(浴室床と浴槽底の高低差や浴槽の形状(深さ、縁の高さ等)を適切なものにするために行うユニットバスの購入設置)【注2】
- 居室の掃き出し窓にスロープ・踏み台を設置する工事
- 居室や廊下の床かさ上げ・かさ下げ
(敷居撤去やスロープの設置等で対応できない場合に限り、給付対象)

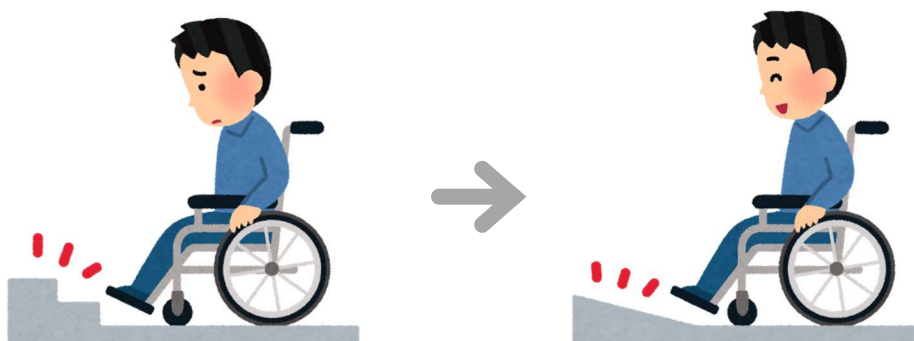
付帯工事

- スロープ設置に伴う転落や脱輪防止を目的とした転落防止柵の設置
- 浴室の段差解消(浴室の床のかさ上げ・かさ下げ)に伴う給排水設備工事
- 段差解消のため、敷居を低くする工事を行ったが扉と床の間に隙間ができたため、扉を交換する工事又は扉を延長する(隙間を埋める)工事
- スロープを設置するための床の解体・撤去費用(飛び石の撤去も含む)

保険給付の対象外工事

- × スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事【注3】
- × 昇降機や段差解消機・リフトなどの機器を設置する工事
- × 転落防止柵単独の設置工事
- × ユニットバスに付属のシャワー、シャワー金具、蛇口の取付け
- × ユニットバスに取り替える際の電気工事

*本人が通る場所の幅(面積分)のみが支給対象



【注1】

<踏み台について>

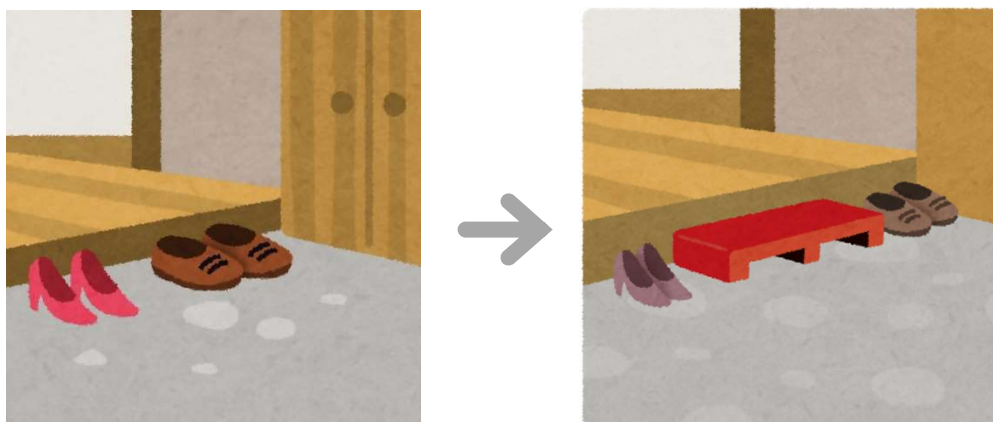
- * 踏み台の幅は、原則60cmまでを支給対象の目安とします(本人が通るところのみ。踏み台の設置場所に手すりがある場合は 70cm まで)。踏み台本体がそれを超える場合、按分した金額のみを支給対象とし、それ以外は給付対象外となります。ただし、身体的な理由等がある場合はこの限りではなく、必要性和その理由を理由書に明記してください。
- * 手すり付きステップ台を固定設置する工事の対象となります。

<スロープについて>

- * スロープの勾配は、1/12(敷地に余裕がない場合は 1/8)以下とすることを推奨します。
- * スロープの幅は、原則 1,000mm まで(車椅子の回転スペースは必要に応じて1,200～1,500mm 程度)を支給対象の目安とします(本人が通るところのみ)。それを超える場合、按分した金額のみを支給対象とし、それ以外は給付対象外となります。ただし、身体的な理由等がある場合はこの限りではなく、必要性和その理由を理由書に明記してください。

【注2】 * 21 ページの「ユニットバスの工事について」を参照してください。

【注3】 * 特定福祉用具を取り付ける工事は住宅改修の対象となりません。取付工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」または「福祉用具購入費」、取り付け工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。



(3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室では畳から板製床材、ビニル製床材等へ変更、浴室では滑りにくい床材への変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が対象となります。

【参考事例】

保険給付の対象工事

- 畳から板製床材・ビニル製床材等への変更
- 浴室の床材を滑りにくい床材に変更
- 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更
- 庭に通路を新設(日常生活動作の動線として庭を通らざるを得ない場合など)
- 階段に滑り止めのテープやゴムなどを取付ける工事(十分な耐久性や効果持続性、妥当性、必要性があるか確認が必要です)
- 石やタイル、木材等に滑り止めの塗料を塗布することで滑りにくくする改修(十分な耐久性や効果持続性、妥当性、必要性があるか確認が必要です)

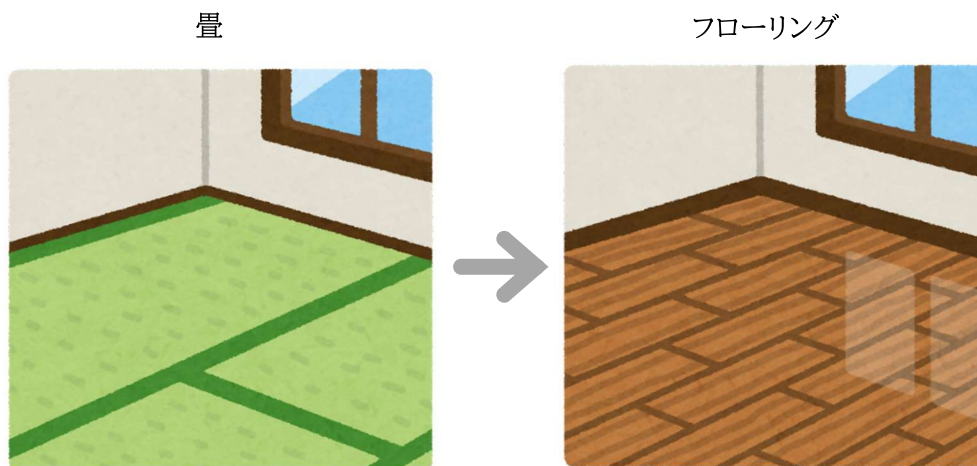
付帯工事

- 床材の変更のための下地の補強や根太の補強又は通路面の変更の為に路盤整備(飛び石の撤去など、撤去せざるを得ないものの撤去費用を含む)

保険給付の対象外工事

- × 老朽化による床材の張り替え
- × 滑り止めマットや素材を置くだけ(固定取付けしないもの)
- × 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更

*本人が通る場所の面積分のみが支給対象



(4)引き戸等への扉の取替え

開き戸から引き戸、折戸、吊り戸、アコーディオンカーテン等への変更、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の取付け等も対象となります。

【参考事例】

保険給付の対象工事

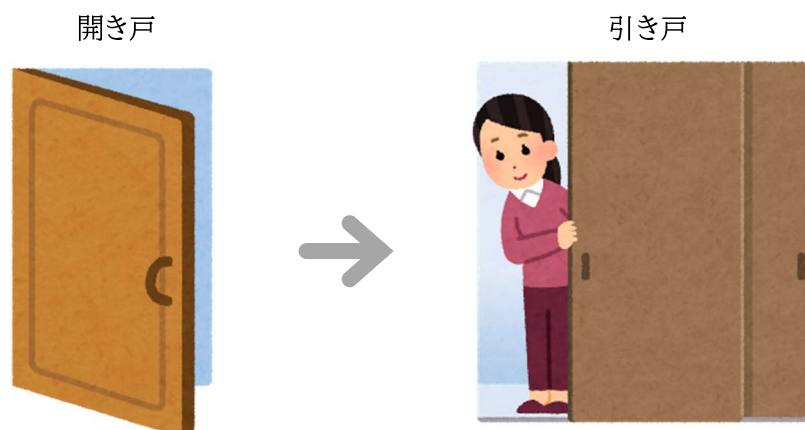
- 開き戸から引き戸、折戸、吊り戸、アコーディオンカーテン等への取替え(吊元を変更するときに扉の変更が必要な場合は、開き戸から開き戸への取替えも可)
- 重い引き戸から開閉が容易な引き戸への取替え(重くて開けられない等の理由がある場合のみ)
- 吊元の変更(扉の開き方を変更する改修。開き戸の左右変更や内開きから外開きへの変更)
- ドアノブの変更(レバーハンドル等への変更)
- 戸車の設置(重い扉の滑りをよくする材料の設置など。既存の戸車の破損・劣化は支給対象外)
- 扉位置の変更(既存の扉を失くして(壁に変える等)、新たに別の位置に扉を設けることをいう)
- 扉の撤去(身体状況により扉の使用に支障があると認められる場合に限る。例:室内を車いすで移動するため扉を撤去する)

付帯工事

- 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- 取替え等の際に不要となった扉の撤去費用及び処分費用

保険給付の対象外工事

- × 自動ドアに取り替えた場合の動力部分相当費用
- × 劣化によるレール、戸車の取替え
- × 雨戸の取替え
- × 引き戸等の新設(既存の扉をそのまま残して、新たに別の位置に扉を設けることをいう。ただし、身体状況により移動や福祉用具導入に支障が生じる場合で、「扉の位置の変更」に比べ、費用が低廉に抑えられる場合は対象)※留意事項通知
- × 間口の拡大(ただし、身体状況等により扉の使用に支障があると認められる場合は対象)



(5)洋式便器等への便器の取替え

和式便器から洋式便器への変更や、既存の便器の位置や向きの変更が対象となります。

【参考事例】

保険給付の対象工事

- 和式便器から洋式便器への取替え
- 被保険者の身体状況に合わせ、洋式便器をかさ上げる工事
- 被保険者の身体状況に合わせ、便座の高さが高い(低い)洋式便器に取り替える場合
- 洋式便器の向きを変える工事
- 現在使用している和式便器を取り壊し、別の場所に洋式トイレを設置する場合(和式便器から洋式便器への取替えとみなす)

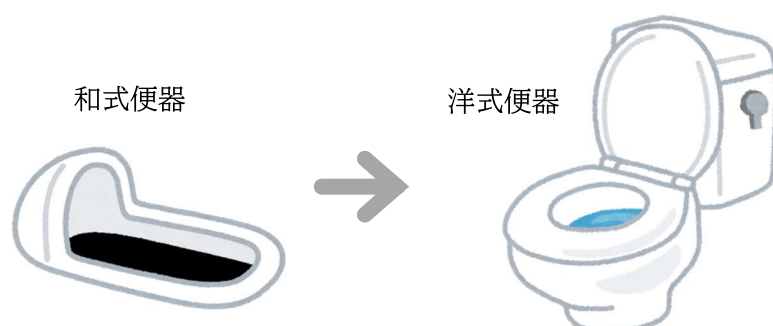
付帯工事

- 取替えの際に不要となった便器の撤去費用及び処分費用
- 便器の取替えに伴う床材の変更
- 便器の取替えに伴う給排水工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。水洗和式⇒水洗洋式の工事は、給排水工事も対象。非水洗和式⇒水洗洋式の場合は、便器・便座のみ対象で、給排水工事は新設とみなされ対象外工事となります)
- 便器の取替えに伴う床・壁の解体費の一部、床の修復工事(5ページを参照)

保険給付の対象外工事

- × 洋式便器から洋式便器への取替え(身体状況等の理由で、便座の高さが適正な洋式便器に取り換える場合は支給対象)
- × 現在使用している和式便器をそのまま残し、別の場所に洋式トイレを新たに設置する場合
- × 暖房便座や洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座への取替えや老朽化による取替え【注1】
- × 電気工事
- × 「補高便座」を用いて座面の高さを高くする場合(福祉用具購入の支給対象)
- × 和式便器の上に置く簡易型「腰掛便座」(福祉用具購入の支給対象)

【注1】 *介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しています。このため、和式便器から洋式便器への取替えに伴い、暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは、それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し支給対象になりますが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外となります。



(6)その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

上記で分類しきれなかった内容および付帯的に発生する内容をまとめます。

【参考事例】

保険給付の対象

- 解体工事費／廃材などの処分費／資材・廃材などの運搬費
- 現場管理費

保険給付の対象外

- × 電気工事費
- × 植木撤去
- × 浴槽の取替えに伴う給湯器やシャワー水栓等の設備工事
- × トイレ工事に伴うタオル掛けや紙巻器等の付替え
- × 設計・積算
- × 住宅改修費申請のための申請書作成代、写真代、平面図作成代など

* ユニットバスの工事について

介護保険による住宅改修費の支給対象は、手すり、段差解消、扉の変更、床材変更、便器交換とそれに付帯する工事なので、ユニットバス(壁、床、天井、浴槽が一体のもの)の工事自体は認めてはいません。

ただし、介護保険の支給対象になる改修の種類を目的に、既存の浴室をユニットバスに交換する工事で、その目的を果たす部分について按分等により介護保険の対象部分を算出することができる場合に限り、保険給付の対象となります。ユニットバス一式での申請はできません。

(1) ユニットバスの設置による改修項目(例)

下記のうち、身体状況により必要と認められる項目のみが保険給付の対象となります。

住宅改修の理由(例)	改修の種類	工事内容
浴槽が深く、跨ぎ動作が困難なため、深さの浅い浴槽に取り替える	段差の解消	浴槽の取替え
床が滑りやすく、転倒の危険があるため、滑りにくい床に変更する。	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	床の張替え
脱衣所と浴室に段差があり、浴室の出入りの際、転倒の危険があるため、床をかさ上げする。	段差の解消	床の張替え
浴室の扉が内開きで、開閉の際、体がふらつき、転倒の危険があるため、折戸(もしくは、引き戸)に変更する。	引き戸等への扉の取替え	折戸(又は引き戸)に取替え
浴室出入り口に段差があり、ふらつきがあり、転倒の危険があるため、手すりを取り付ける。	手すりの取付け	手すりの取付け
浴槽を跨ぐ際、ふらつきがあり、転倒の危険があるため、手すりを取り付ける	手すりの取付け	手すりの取付け
浴槽内から立ち上がる際、立ち上がりが困難なため、手すりを取り付ける。	手すりの取付け	手すりの取付け
浴室内の移動の際、ふらつきがあり、転倒の危険があるため、手すりを取り付ける。	手すりの取付け	手すりの取付け

(2) 工事費見積書について

- 介護保険対象部分と対象外部分を明確に分けて記載してください。

(3) 添付資料について

- 工事費見積書には、内訳書やパンフレット(品番、仕様、図面、標準価格の記載があるもの)を添付してください。
- パッケージ料金の場合、対象となる部分とそれ以外の部分の価格確認のため、メーカーが作成した価格振り分け表が必要です。施工費用は、対象となる部分の組み立て工事についてのみ対象とします、適切な割合で按分してください。

住宅改修費の算定上の留意点

Ⓔ 支給対象外の工事もあわせて行う場合

● 支給対象部分の抽出

対象部分について、面積、長さ等数量を特定して抽出し、それぞれ単価に乗じて金額を算定します。

● 按分による方法

解体費など区分するのが困難な費用については、適切な方法で対象範囲を按分し、その根拠を明示します。

Ⓔ 被保険者本人や家族が自ら住宅改修を行う場合

- 被保険者本人又は家族等が材料を購入して住宅改修を行う場合は、材料費のみが支給対象になります。工賃は支給対象外です。
- 提出書類の見積書(内訳書)は、使用する材料費の内訳(予定額)を記載したものを被保険者本人又は家族が作成します。材料は、申請後、市から承認通知が届いてから購入してください。承認前に購入した材料費は支給対象外です。
- 支給申請(工事後)では、品物、単価、個数がわかるように購入された領収書(レシート)の原本を提出してください(受付後返却します)。領収書の宛名は、原則被保険者本人の氏名となりますが、家族が支払いをしたことにより宛名が家族の氏名になる場合は、但し書きに「(被保険者氏名)様の住宅改修費材料費分として」と記載してください。材料費の支払いは、原則として現金やクレジットカード支払いとし、ポイント値引きや商品券等の利用は給付対象外です。住宅改修費の給付にかかる物品以外はレシートに計上しないようご配慮ください。通信販売で購入した際の送料(運搬費)は給付対象外です。工具等の購入費も給付対象外です。
- 本人または家族施工による住宅改修の場合、市介護保険課および関係課の担当者等が現地確認させていただくことがありますので、ご対応をお願いいたします。

Ⓔ ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

- 被保険者ごとに支給申請が可能です。同時に工事が行われた場合は、申請した住宅改修の範囲が重複しないようにしてください(例えば、2人の共用室の床材を変更したときなどは、どちらか一方が支給申請することとなります)。

Ⓔ 離島補助金について

- 宗像市では、大島または地島の在住する被保険者に対し在宅サービスを提供する場合、事業者に対して、渡船運賃、漁港駐車場使用料等の補助を行っています。詳細は市介護保険課にお問合せください。

対象者	地島又は大島に住所を有する者に在宅サービス事業を実施し、かつ、地島及び大島以外に事務所を置く事業者
-----	---

手続きの流れ(詳細)

住宅改修費の支給を受けるためには、市介護保険課の事前承認が必要です。手続きの流れは次のとおり。

要支援1・2、 要介護1～5の認定	※住宅改修費の支給は、要介護(支援)の認定を受けている方が対象ですが、事前申請を行う時点で要介護認定の結果が判明していなくても、住宅改修を急ぐ理由がある場合には事前申請をすることができます。 ※要介護認定結果が「非該当」となった場合は、承認通知書が交付されていても住宅改修費は支給されません。
ケアマネジャー等に 相談	● 担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)等に相談 ※被保険者の身体状況に合わせた適切な住宅改修を行うために、ケアプランの作成を依頼しているケアマネジャーや、地域包括支援センターの相談員などに必ず事前に相談してください。 ※改修内容によっては、改修費の一部や全部が認められず、自己負担になる場合がありますので十分に検討してください。 【住宅改修が必要な「理由書」を作成できる者】 介護支援専門員、指定介護予防支援事業所の担当職員、理学療法士、作業療法士、保健師、看護師、福祉住環境コーディネーター2級以上合格者
施工事業者を選択	● 施工事業者に見積もりを依頼 ※複数の施工事業者に見積もりを依頼し、比較・検討後に決定することをお勧めします。ケアマネジャー等は、複数の住宅改修を行う事業者から見積をとるよう被保険者に説明してください。
市介護保険課へ 住宅改修費の 承認申請書類を提出	※工事前に承認申請せずに着工した改修工事は、保険給付の対象外※ ● 施工事業者やケアマネジャー等を通して、次の書類を工事前に市介護保険課に提出(毎週水曜日〆切) 提出書類 ①介護保険住宅改修承認申請書 ②住宅改修の承諾書(住宅所有者が本人又はその配偶者でない場合) ③住宅改修が必要な理由書 ④見積書(内訳書) ⑤図面(平面図) ⑥改修前の写真(改修範囲や位置を記したもの。撮影日入り)
市介護保険課が内容を 審査し、被保険者 へ承認を通知 (承認 通知書)	● 市介護保険課が住宅改修予定内容を審査し承認の可否を決定 ● 市介護保険課から被保険者宛に「住宅改修費承認通知書」を送付(受付〆切日の翌週水曜日に発送) ※承認申請は、住宅改修の内容等が保険給付の対象となるものかを事前に確認するためのものであり、この承認通知書は、住宅改修費の支給を確約するものではありません。住宅改修費の支給決定は、支給申請(工事後)の申請内容に基づいて決定します。

改修工事の 実施・完成	● 承認申請で承認された改修工事を実施 ※やむを得ず工事内容の変更が必要となる場合は、工事前に市介護保険課へ必ずご相談ください。また、必要に応じケアマネジャーによる動作確認をしてください。
改修費用の支払い	● 改修工事完了後、被保険者が施工事業者に代金を支払う ※償還払い → 改修費用の<u>全額</u>を支払い ※受領委任払い → 改修費用のうち<u>自己負担額</u>を支払い
市介護保険課へ 住宅改修費の 支給申請書類を提出	● 施工事業者やケアマネジャー等を通して、次の書類を市介護保険課に提出(毎月末日迄)。 提出書類 ①住宅改修費支給申請書 ②念書・委任状(必要な場合) ③領収証 ※償還払い → 原本(受付後返却します) ※受領委任払い → コピー ④改修後の写真(撮影日入り) ⑤請求書(部材の変更や金額の変更等がある場合のみ) 注:支給申請は、住宅改修工事費を支払った日の翌日から起算して2年を過ぎると申請できません。
市介護保険課が 内容を審査し、 住宅改修費の 支給額を決定	● 市介護保険課が住宅改修内容を審査し支給額を決定 ● 支給月の上旬に、市介護保険課から被保険者宛に通知 ※償還払い → 「介護保険償還払支給決定通知書」 ※受領委任払い → 「介護保険償還払支給のお知らせ(受領委任)」
住宅改修費の支給	● 原則として、支給申請受理日の翌月20日に、市介護保険課が指定口座に支給 ※20日が土日祝日の場合は、直前の平日に支給 ※償還払い → 市から被保険者に支給 ※受領委任払い → 市から施工事業者に支給

承認申請(工事前)の提出書類の作成ポイントと留意点

住宅改修承認申請 必要書類チェックリスト (工事前)

提出書類	確認事項	チェック
1 介護保険住宅改修承認申請書	被保険者氏名・住所等が被保険者証記載のものと一致している	☐
	介護保険対象改修費用額は見積書の金額(税込)になっている (20万円を超えた場合でもその金額を記入) ※介護保険対象改修費用額の訂正には申請者(被保険者)の訂正印が必要	☐
	「改修の内容・箇所及び規模」欄に記載の改修箇所は、理由書P2④に記載の箇所と同じである	☐
	着工予定日は受付×切日の翌週水曜日(承認日)以降である ※承認通知の到着を待たず着工する場合は、着工前に市に承認の確認が必要	☐
	申請者(被保険者)の住所・氏名・押印がある ※申請者(被保険者)氏名の訂正には申請者(被保険者)の訂正印が必要	☐
2 住宅改修の承諾書 (住宅の所有者が本人 又は配偶者以外の場合)	承諾者の押印がある	☐
	改修する住宅の所在地が被保険者証記載の住所と一致している	☐
	市営住宅の場合は、「宗像市営住宅/一般住宅模様替承認通知書」(宗像市建築課住宅係取扱い)の写しを添付	☐
3 住宅改修が必要な理由書 P1・P2	被保険者氏名・住所等が被保険者証記載のものと一致している	☐
	作成者及び所属事業所の押印がある	☐
	入院または入所中の場合、退院または退所予定日が記載されている(分かる範囲で)	☐
4 見積書(内訳書)	見積書の宛名が被保険者になっている	☐
	施工事業者名等の記載、施工事業者印の押印(原則)がある	☐
	番号欄に記載する番号は理由書、図面、写真貼付用紙に記載する番号(各改修箇所につけた番号)と同じになっている	☐
	改修箇所ごと、部材ごとに区分している ※材料費は材質・サイズ・品番など可能な限り詳細を記載すること	☐
	材料費と工賃は区分している ※工事一式等は不可	☐
	見積書の計算が合っている ※値引きは消費税計算前	☐
5 図面(平面図・断面図)	被保険者氏名の記載がある(〇〇様邸など)	☐
	各部屋の名称を記載している(寝室、玄関など)	☐
	改修範囲や取り付け位置などの記載がある	☐
	寸法が記載されている(見積書等から寸法が分かる場合は記載の必要はない)	☐
	段 差 解 消 改修前後の状態が確認できる断面図がある	☐
6 改修前の写真 (撮影日付入りのもの)	改修箇所ごとの写真を「写真貼付用紙」に貼付している	☐
	写真の枠内に日付が入っている (デート機能がないカメラの場合は、ボード等に入付を記載のうえ撮影する)	☐
	改修範囲や取り付け位置等が写真に記載されている	☐
	改修箇所全体が写るように撮影されている(複数枚に分けても可)	☐
	手すりの取り付け 床が写っている(床からの高さが分かる)	☐
	段 差 解 消 解消前の各段差にメジャーをあてた写真がある (目盛りが読めない場合は近接写真も必要)	☐
	床 材 変 更 家具、家財道具などを置いていない状態で撮影している ※家具等を動かさない場合はそのままの状態撮影し、着工前に何も置いていない状態で再度撮影	☐
	扉の取 換 え 扉の種類(開き戸や引き戸)が分かるように戸を少し開けた状態で撮影している ドアノブの交換においては内と外両方のドアノブが写っている写真がある ※戸を少しあけて両側が写るように撮影する	☐

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認申請書



フリガナ	ムナカタ ハナコ		保険者番号	4 0 2 2 0 6									
被保険者氏名	宗像 花子		被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7	0	0
生年月日	大	昭	3	年	4	月	女						
改修する住宅の住所	〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号		所有者の名義が死亡者の場合は、「〇〇相続代表者△△」等と記載してください。										
住宅の所有者	宗像 次郎		被保険者との関係	(長男)									
改修の内容・箇所及び規模	☒ 手すりの取付け		浴室、廊下		改修内容にチェックをして、改修箇所を記入して下さい。※理由書P2④と同じになります。								
	☒ 段差の解消		食堂、玄関、トイレ										
	☐ 床又は通路面の材料変更												
	☒ 引き戸等への扉の取替え		脱衣所ドアノブ										
	☐ 洋式便器等への取替え												
	規模は添付の図面・改修前写真の		20万円を超えた場合でも、介護保険住宅改修費用額の全額(税込)を記入して下さい。										
介護保険対象改修費用	215,000 円		施工事業者	ムナカタカイゴ建設									
住宅改修費受領委任払	1. 利用する 受領委任払登録事業者番号 【1234】		2. 利用しない										
着工予定日	令和6 年 10 月 13 日		完成予定日	令和6 年 10 月 13 日									
宗像 花子 受付〆切日(毎週水曜日)の翌週水曜日が承認日です。承認日以降の日付を記入してください。 令和6 年 10 月 3 日 改修の承認を申請します。													
申請者(被保険者) 住所 宗像市東郷1丁目1番1号 氏名 宗像 花子 宗像印 電話番号 0940-36-4877													
届出者 住所 宗像市大島1番地1 事業者名等 ムナカタカイゴ建設 電話番号 0940-36-5186 被保険者との関係 ☒ 施工事業者 (担当者: 介護 一郎 090-1234-5678) ☐ 家族 ☐ ケアマネジャー ☐ その他 ()													

注意 改修費用、申請者氏名等を訂正の場合は申請者の訂正印が必要です。

※添付書類 □の中にチェックをいれて下さい。

☐ 理由書 ☐ 見積書(内訳書) ☐ 図面(改修前後) ☐ 改修前の写真(日付入り) ☐ 承諾書
☐ 宗像市 記入欄 ☐ その他確認資料

前回までの改修金額		円		提出に必要な書類です。必ず確認してください。		今回までの通算金額		円	
□滞納 □給付制限		要介護度区分		認定有効期間		. . . ~ . . .			
決裁欄	受付	入力	係	係長	課長	承認番号	備考		

※住宅の所有者が本人または配偶者以外の場合に作成してください。

※賃貸契約の場合は、「住宅改修承諾書（賃貸住宅用）」または「住宅改修承諾書（貸借住宅用）」の様式で作成してください。

様式第5-1号

住宅改修承諾書

年 月 日

住宅改修の承諾書

(住宅所有者)

住所

氏名

印

私は、下記の住宅に、_____が
別紙「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修承認申請書」の住宅改修を行うことを承諾いたします。

改修住宅住所地

住宅改修が必要な理由書 P1

記入例

様式第4号

被保険者番号		0123456700	生年月日	大正昭和	3年	4月	5日
利用者	被保険者氏名	宗像 花子	要介護認定状態	介護度	要介護1(R6.9.30変更申請中)		
	住所	宗像市東郷1丁目1番1号					
作成者		所属事業所	資格 (作成者が介護支援専門員でないとき)	作成日	R6年	10月	2日
		氏名	介護 太郎	作成日	R6年	10月	2日
		電話番号	0940 - 36 - XXXXX	事業印			

保険者	確認日	年	月	日	評価欄
氏名					

＜総合的状況＞		福祉用具の現状の利用状況と	改修前	改修後
利用者の身体状況	自宅玄関にて転倒し、R×年×月×日から入院中。R×年×月×日退院予定。 左半身麻痺。すり足歩行で屋内外ともに杖を利用。	退院日予定日を記載してください。 後日、退院の確認をさせていただきます。	☐	☐
介護状況 (主な介護者含む)	・独居。 ・市内に住む娘は、夫の両親の介護があり、週×回ほど支援にくる。 ・週×回の通所介護と週×回の訪問介護利用。身の回りのことは一人で可能。	・家族の状況 ・主な介護者 ・サービスの内容	☐	☐
住宅改修により、 利用者は日常生活を どう変えたいか	杖を利用し、すり足でゆっくりと移動しており、ふらつきもみられる。屋内にはつかまるものがなく躓きや 転倒の危険がある。 住宅改修により、介護者の不安を解消し、一人での生活を安心してすごしたい。	・スロープ ・歩行器 ・歩行補助つえ ・痴呆性老人徘徊感知機器 ・移動用リフト ・腰掛便座 ・特殊尿器 ・入浴補助用具 ・簡易浴槽 ・移動用リフトのつり具部分 ・その他	☐	☐

福祉用具【貸与・販売】について
チェックしてください

住宅改修が必要な理由書 P2

どの項目が分かるように見積、図面、写真貼付用紙と同様の番号を記載してください

様式第4号

＜P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。＞

①改善しようとしている生活動作	②①の具体的な困難な状況(…なので困っている)を記入してください	③改修目的・期待効果を子エックした上で、改修の方針(…する)とで…改善できる)を記入してください	④改修項目(改修箇所)
排泄	①トイレ内につかまらるものがなく、左半身麻痺もあり、便座への立ち座りに困っている。 ②すり足歩行のため、入口の敷居に躓き転倒の危険がある。	①トイレ内の両側に手すりを取付けることで、安全に便座への立ち座りができる。 ②敷居の撤去をすることで、転倒の不安を解消できる。	手すりの取付け (①) トイレ (③, ④) 浴室 (⑥) 玄関 (⑧) 廊下 ※「設置する物」ではなく、「改修する場所」を記載してください
入浴	③④浴室内につかまらるものがなく、浴槽までの移動や浴槽への出入りの際に転倒の危険がある。 各手すりの改修理由が異なる場合は困っている状況をそれぞれ記載してください ⑤握力の低下により、脱衣所のドアノブがまわしにくく困っている。	③④手すりを取付けることで、浴室内の移動、浴槽への出入りを安全に行うことができる。 各手すりの使用目的が異なる場合は改善内容をそれぞれ記載してください ⑤ドアレバーへ変更することで、扉の開閉を容易に行うことができます。	段差 (②) トイレ (⑦) 踏み台 ⑦ 玄関 (⑤) 脱衣所のドアノブ 引き戸等への扉の取替え ※屋内階段への手すりの取付けは、やむを得ない場合に限られます(14ページ参照)
外出	⑥⑦上がりかまちが高いため、昇降に困っている。 ※外への通用口は1箇所のみが対象です。勝手口の改修を行う場合は、出入りをいつも勝手口から行っていることを明記してください	⑥手すり⑦踏み台を取り付けることで、安全に昇降ができる。また、左半身麻痺のため、左右に手すりが必要であり、踏み台は上がりかまち全体の長いものが必要である。	踏み台やスロープは通常一人が通れる幅までが対象です(16ページ参照)それ以上の幅が必要な場合はその理由を明記してください
その他の生活動作	⑧屋内で杖を利用しているが、寝室から居間までの廊下につかまらるものがなく、ふらつきがあり困っている どの動線上の廊下なのかを明記してください	⑧手すりを取り付けることで、寝室から居間までの行き来を安全に行うことができる。(寝室には既に手すり設置済み) 既存の手すり等がある場合は、記載してください	※屋内階段への手すりの取付けは、やむを得ない場合に限られます(14ページ参照)

※あくまでも記入例ですので、実際の状態に応じて適切な改修内容を記載してください。

見積書 (内訳書) 記載例

※必要事項の記載があれば、事業者独自の様式で構いません。

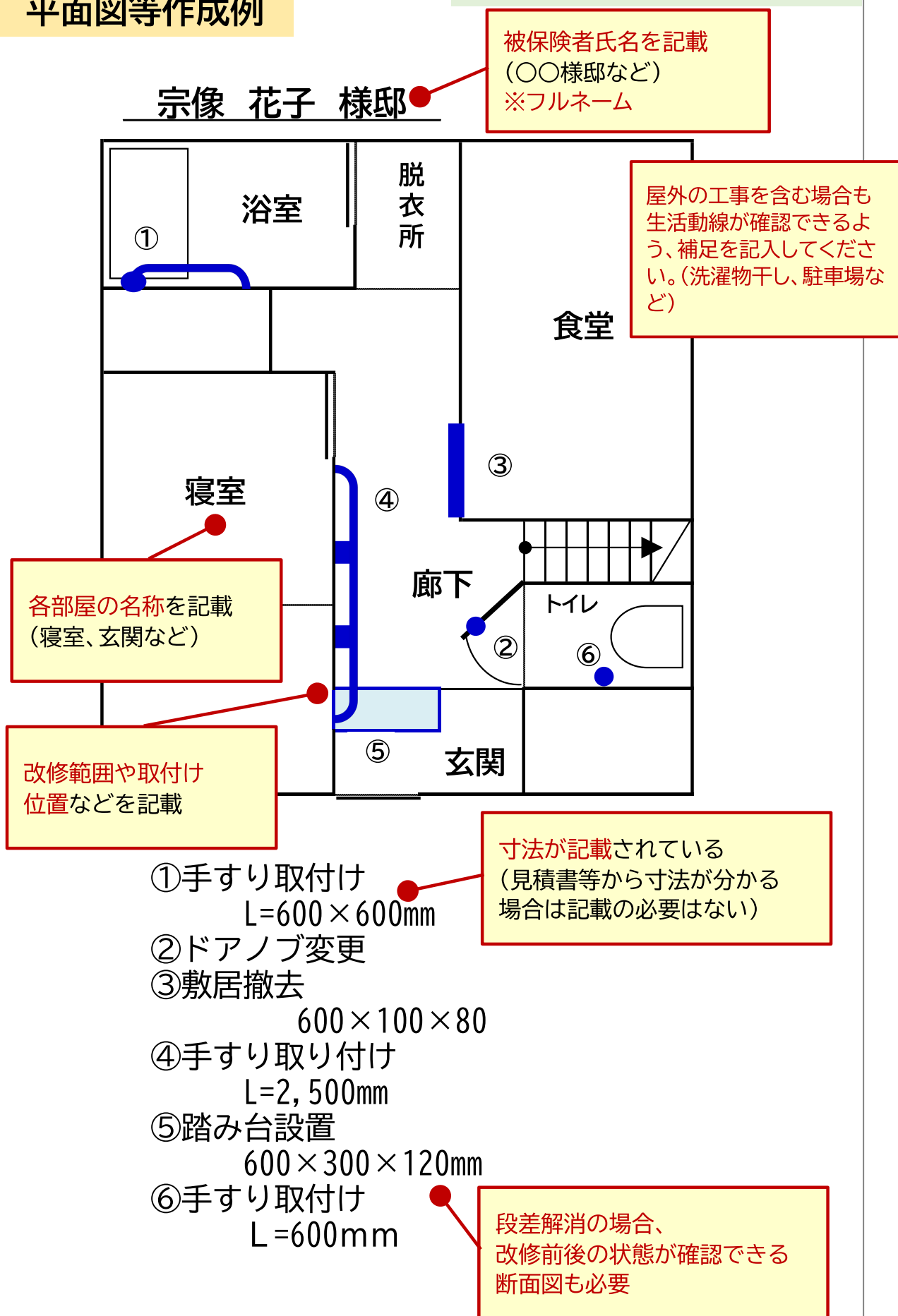
見積書 (内訳書)		所在地		宗像市大島 1 番地 1		年 月 日				
理由書、図面、写真貼付用紙と同様の番号を記載してください		宗像 花子 様		ムナカタカイゴ建設		事業者印				
番号	部屋名	部分	名称	内容 (仕様)	数量	単価	金額	対象部分 数量 金額	住宅改修の 種類	算出根拠
①	浴室	壁	インテリアバー (L型)	A社製 BGY12 (φ35 L=600×600)	1本	×××	×××	1本	×××	(1)
			取付け費		1箇所	×××	×××	1箇所	×××	(1)
②	トイレ	扉	レバーハンドル	B社製 レバーハンドルP GH3000	1個	×××	×××	1個	×××	(4)
			取付け費		1箇所	×××	×××	1箇所	×××	(4)
③	食堂	敷居	敷居撤去		1箇所	×××	×××	1箇所	×××	(2)
④	廊下	壁	手すり木製	C社製 YEV40 (φ35 L=2,500)	1本	×××	×××	1本	×××	(1)
			エンドホルダー	C社製 YEV32R	2個	×××	×××	2個	×××	(1)
			L字受ブラケット	C社製 YEV24CG	2個	×××	×××	2個	×××	(1)
			取付け費		1箇所	×××	×××	1箇所	×××	(1)
⑤	玄関	床	踏み台 (1段)	F社製 CS-23 (木製 600×300×120)	1台	×××	×××	1台	×××	(2)
			取付け費		1箇所	×××	×××	1箇所	×××	(2)
該当の「住宅改修の種類」を記載してください (1)手すりの取り付け (2)段差の解消 (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替え (6)その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる工事										
			諸経費			×××	×××		×××	
			小計			×××	×××		×××	
			値引き			×××	×××		×××	
			合計			×××	×××		×××	
			消費税			×××	×××		×××	
			総合計			×××	×××		×××	

値引きは、消費税計算前に
行います対象外工事を含む場合、
申請書に記載する介護保険対象改修費用は、
対象内工事分の合計金額(税込)です

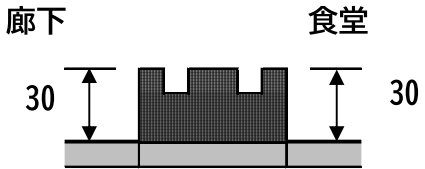
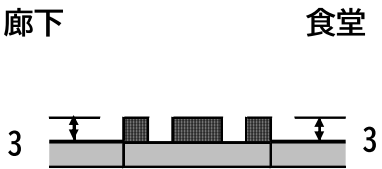
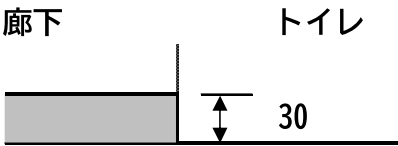
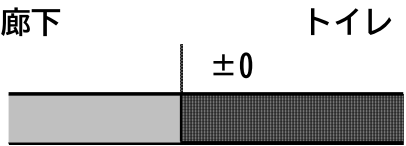
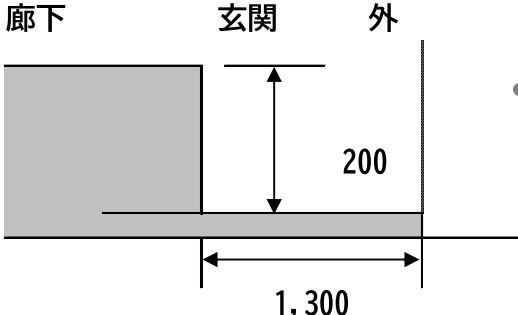
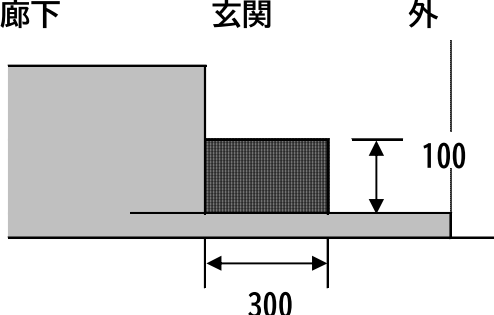
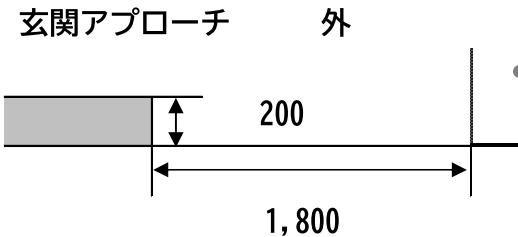
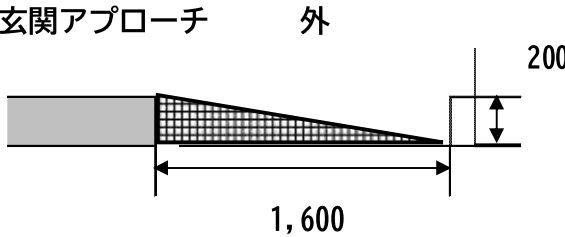
該当の「住宅改修の種類」を記載してください
 (1)手すりの取り付け
 (2)段差の解消
 (3)滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 (4)引き戸等への扉の取替え
 (5)洋式便器等への便器の取替え
 (6)その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる工事

平面図等作成例

※屋外工事のみの場合は、屋内の図面不要



断面図作成例

施工前	施工後
【敷居の撤去】 	廊下 食堂  ※完全にフラットにならない場合は、 残る段差の詳細を書いてください。
【床のかさ上げ】 	廊下 トイレ 
【踏み台の設置】 	廊下 玄関 外 
【スロープの設置】 	玄関アプローチ 外 

写真撮影時のチェックポイント

● 改修前

全体	● <u>日付入りで撮影してください。デート機能のないカメラでは、ボード等に日付を記入し、撮影してください。</u> ※ボードで改修箇所を隠さないように撮影してください。 ※洗濯の動線のために工事をする場合は、<u>物干し竿と施工箇所が1枚に収まるように撮影してください。</u> ● <u>工事範囲全体</u>が分かるように撮影してください。 ※<u>1枚で収まらない場合は複数枚に分割して撮影してください。</u> ● <u>改修箇所1ヶ所ずつ用紙を作成してください</u> ● 写真に取り付け位置や形、工事範囲などを記入してください。 ● 写真の縮尺は変更しないでください。
手すりの取付け	● 手すりの設置高さが分かるように、<u>床面を入れて撮影してください。</u>
段差の解消	● <u>解消前の各段差にメジャーをあて、段差の寸法が分かるように撮影してください。</u> ※メジャーの目盛りが見えないときは近接写真も必要 ● 床面のかさ上げの場合は、<u>床面全体が確認できる写真</u>が必要です。 ※<u>1枚で収まらない場合は複数枚に分割して撮影してください。</u>
床材変更	● <u>家具、家財道具などを置いていない状態で撮影してください。</u> ※家具等を動かさない場合はそのままの状態で撮影し、<u>着工前に何も置いていない状態で再度撮影</u> ● <u>床面全体(部屋などの四隅)が確認できる写真</u>が必要です。 ※<u>1枚で収まらない場合は複数枚に分割して撮影してください。</u>
扉の取替え	● 扉の種類(開き戸や引き戸)が分かるように<u>戸を少し開けた状態で撮影してください。</u> ● <u>ドアノブの交換は戸を少し開け、内側と外側の両方が写るように撮影してください。</u>
便器の取替え	● <u>工事範囲全体</u>が分かるように撮影してください。 ※<u>1枚で収まらない場合は複数枚に分割して撮影してください。</u>

承認申請(工事前)／写真貼付用紙（手すり）

写真

該当の対象工事種別
にチェック
を入れてください

見積書等と同じ番号を
記載してください

被保険者氏名	0123456700	被保険者番号	宗像 花子	No.	①
--------	------------	--------	-------	-----	---

改修箇所	玄関	対象工事種別	☒ ① 手すり ☐ ② 段差解消 ☐ ③ 滑り防止 ☐ ④ 引き戸など ☐ ⑤ 洋式便器へ ☐ ⑥ 付帯工事
------	----	--------	--

承認申請書の「改修の
内容・箇所及び規模」
欄等に記載の箇所名
と同じにしてください

改 修 前 ・ 後

改修前または後のどちらかが分
かるように○をしてください

設置予定図は
書いてありますか？

床が写っていますか？

日付が入っていますか？
(写っていますか？)

2024/10/2

備考

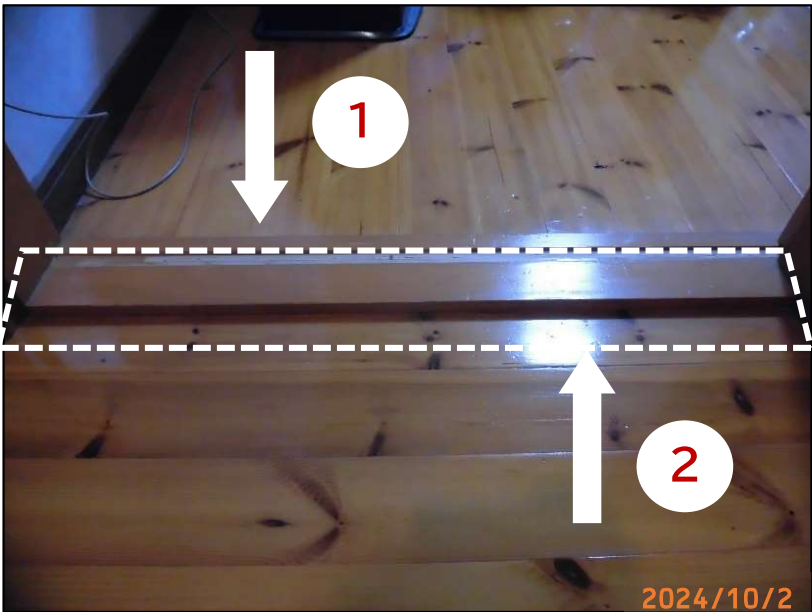
承認申請(工事前)／写真貼付用紙（段差解消）

写真貼付用紙（介護保険 住宅改修用）

被保険者氏名	0123456700	被保険者番号	宗像 花子	No.	②
--------	------------	--------	-------	-----	---

改修箇所	寝室	対象工事種別	○ ① 手すり ② 段差解消 ③ 滑り防止 ④ 引き戸など ⑤ 洋式便器へ ⑥ 付帯工事
------	----	--------	--

改 修 前 ・ 後



備考	
----	--

写真貼付用紙（介護保険 住宅改修用）

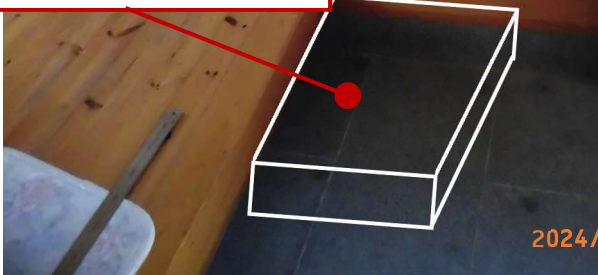
被保険者氏名	0123456700	被保険者番号	宗像 花子	No.	③
--------	------------	--------	-------	-----	---

改修箇所	玄関	対象工事種別	○					
			① 手すり	② 段差解消	③ 滑り防止	④ 引き戸など	⑤ 洋式便器へ	⑥ 付帯工事

改 修 前 ・ 後



事後の写真では、踏み台を固定している部分の写真も必要になります



事後の写真でもスケールをあてた写真が必要です

備考	
----	--

承認申請(工事前)／写真貼付用紙（床材変更）

写真貼付用紙（介護保険 住宅改修用）

被保険者氏名	0123456700	被保険者番号	宗像 花子	No.	④
--------	------------	--------	-------	-----	---

改修箇所	寝室	対象工事種別	① 手すり ② 段差解消 ③ 滑り防止 ④ 引き戸など ⑤ 洋式便器へ ⑥ 付帯工事
------	----	--------	--

改 修 前 ・ 後



備考	
----	--

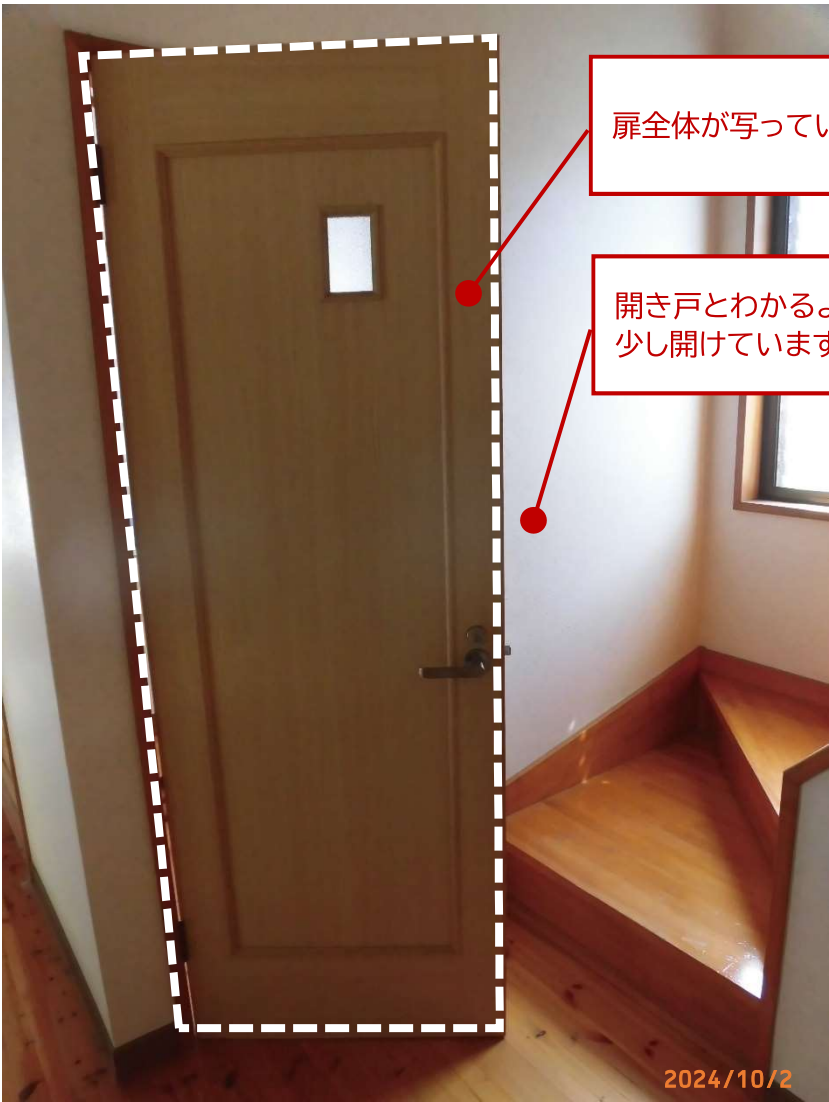
承認申請(工事前)／写真貼付用紙（扉の取替え）

写真貼付用紙（介護保険 住宅改修用）

被保険者氏名	0123456700	被保険者番号	宗像 花子	No.	⑤
--------	------------	--------	-------	-----	---

改修箇所	トイレ	対象工事種別	①	②	③	○	⑤	⑥
			手すり	段差解消	滑り防止	引き戸など	洋式便器へ	付帯工事

改 修 前 ・ 後



備考	
----	--

承認申請(工事前)／写真貼付用紙（扉の取替え）

写真貼付用紙（介護保険 住宅改修用）

被保険者氏名	0123456700	被保険者番号	宗像 花子	No.	⑥
--------	------------	--------	-------	-----	---

改修箇所	居室	対象工事種別				○		
			① 手すり	② 段差 解消	③ 滑り 防止	④ 引き戸 など	⑤ 洋式 便器 へ	⑥ 付帯 工事
改 修 前 ・ 後								



備考	
----	--

支給申請(工事後)の提出書類の作成ポイントと留意点

住宅改修支給申請 必要書類チェックリスト (工事後)

提出書類		確認事項	チェック
1 介護保険住宅改修 支給申請書	着工日は承認日以降で、認定有効期間内の日付である		☐
	【償還払いの場合】申請者（被保険者）の押印がある		☐
	【受領委任払いの場合】申請者（被保険者）の押印、受領委任事業者の押印がある ※受領委任事業者印は登録印を押印する		☐
	承認申請提出時に被保険者が入院または入所中だった場合、退院または退所したことを確認している。		☐
	承認申請提出時に認定申請中（新規・区分変更申請中）だった場合は、認定結果が出たことを確認している。		☐
2 念書・委任状 （必要な場合）	【念書】 ※支給申請時に被保険者が亡くなっている場合に必要		☐
	相続人の押印がある		☐
	【委任状】 ※償還払いで本人名義以外の口座に振り込む場合に必要		☐
	委任者（申請者）の押印がある		☐
3 領収証（受領委任払いの 場合は写し、償還払いの 場合は原本）	日付は完成日以降の日付である		☐
	宛名には被保険者の氏名が記載されている（宛名が家族の場合は、但し書きに「（被保険者氏名）様の住宅改修費自己負担分として」と記載）		☐
	但書には介護保険住宅改修費と記載されている ※20万円を超過した場合や対象外工事が含まれる場合は、内訳を記載する		☐
	施工事業者印の押印がある		☐
	50,000円（税込）以上の場合は収入印紙を貼付し、割印を押している		☐
	【受領委任払いの場合】介護保険対象改修費用の自己負担額（1～3割）は1円未満切り上げの金額になっている		☐
	【償還払いの場合】金額が見積額と同額である ※確認後、受付印を押した原本を返却		☐
4 改修後の写真（撮影日付 入りのもの）	改修箇所ごとの写真を「写真貼付用紙」に貼付している		☐
	写真の枠内に着工日以降の日付が入っている （デイト機能がないカメラの場合は、ボード等に日付を記載のうえ撮影する）		☐
	改修箇所全体が分かるように撮影されている（複数枚に分けても可）		☐
	手すりの取り付け	床が写っている（床からの高さが分かる）	☐
		見積書に記載された部材全てが確認できる （複数枚に分かれても可）	☐
	段 差 解 消	段差解消後も段差が残る場合は、メジャーをあてた写真が必要（目盛りが読めない場合は近接写真も必要）	☐
		踏み台、スロープなどを設置する場合は固定部分（ビス止め等）が分かるように撮影した写真が必要	☐
	床 材 変 更	家具、家財道具などを置いていない状態で撮影している	☐
扉 の 取 換 え	扉の種類（開き戸や引き戸）が分かるように戸を少し開けた状態で撮影している	☐	
	ドアノブの交換においては内と外両方のドアノブが写っている写真がある	☐	

事前承認後の変更について

- 住宅改修は事前申請制のため、無断で改修内容の変更を行うことは原則認められません。
- 住宅改修業者が改修を行う際に、被保険者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと介護保険支給の対象外となってしまう場合があります。必ず事前に担当ケアマネジャーに連絡するとともに、市介護保険課までご連絡ください。
- なお、見積もり段階では予測し得なかった事情(取り付け箇所の強度不足等)により改修内容の変更が生じた場合も、改修前に介護保険課まで必ずご連絡ください。
- また、工事を実施しない場合は、市介護保険課に取下げの連絡をしてください。

支給申請(工事後) / 申請書(受領委任払い)

様式第6号

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書【受領委任払用】



フリガナ	ムナカタ ハナコ		保険者番号	4 0 2 2 0 6									
被保険者氏名	宗像 花子		被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7	0	0
生年月日	大	昭	3	年	4	月	女						
改修する住宅の住所	〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号 0940-36-4877												
住宅の所有者	宗像 次郎										被保険者との関係	(長男)	
着工日	令和6 年 10 月 13 日					完成日	令和6 年 10 月 13 日						
改修の内容・箇所及び規模	☒ 手すりの取付け					浴室、廊下							
	☒ 段差の解消					食堂、玄関、トイレ							
	☐ 床又は通路面の材料変更												
	☒ 引き戸等への扉の取替え					脱衣所ドアノブ							
承認通知書に記載している承認番号「〇住改承〇号」と承認日を記入して下さい。													
改修費用	215,000 円					施工事業者【受領委任登録番号】	ムナカタカイゴ建設 【1234】						
承認番号	6 住改承 123 号					承認日	令和6 年 10 月 10 日						
申請日時点での状況	☒ 在宅中 ☐ 入院中 → 入院日 年 月 日												
宗像市長 あて 上記のとおり関係書類を添付し、令和6 年 10 月 31 日 申請者(被保険者) 住所 宗像市東郷1丁目1番1号 事業者名等 宗像 花子 印 電話番号 0940-36-4877													
なお、上記申請に基づく、居宅介護(介護予防)住宅改修費の受領は、下記の事業者委任します。 事業者(受領委任事業者) 住所 宗像市大島1番地1 事業者名等 ムナカタカイゴ建設 代表者名 介護 一郎 事業者登録印													

注意 支給申請時に被保険者が亡くなっている場合は裏面の念書の記入が必要です。
 介護保険料に滞納がある場合、受領委任払い制度は利用できません。
 改修費用、申請者氏名等を訂正の場合は申請者の訂正印が必要です。

※添付書類 ☐ の中にチェックをいれて下さい。

☐ 領収証の写し ☐ 改修前の写真(日付入り) ☐ その他確認資料

※宗像市 記入欄

介護度	保険料	完納・未納	給付制限	有・無	給付割合	リセット	有・無
決裁欄	受付	入力	係	係長	課長	既支給額及び支給項目	支給額
						a 円	b<(18万-a) 円
						支給項目	円

支給申請時に被保険者が亡くなっている場合に作成してください。

念 書

宗像市長 あて

令和6 年 10 月 30 日

被保険者 宗像 花子 が死亡しましたので、私が相続人を
代表し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の請求及び受領委任事
業者への受領の委任を行います。

なお、本件に関し他の者から異議申立て等の問題が発生した場合は、私
が責任を持って解決します。

相続人

〒811-3492

住所 宗像市東郷1丁目1番1号

氏名 宗像 太郎



続柄 (夫)

電話番号 0940-36-4877

支給申請(工事後) / 申請書(償還払い)

様式第7号

介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書



フリガナ	ムナカタ ハナコ		保険者番号	4 0 2 2 0 6	
被保険者氏名	宗像 花子		被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7 0 0	
生年月日	大・昭	3 年 4 月		女	
改修する住宅の住所	〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番		所有者の名義が死亡者の場合は、「〇〇相続代表者△△」等と記載してください。		
住宅の所有者	宗像 次郎		被保険者との関係	(長男)	
着工日	令和6 年 10 月 13 日		完成日	令和6 年 10 月 13 日	
改修の内容・箇所及び規模	☒ 手すりの取付け		浴室、廊下		
	☒ 段差の解消		食堂、玄関、トイレ		
	☐ 床又は通路面の材料変更				
	☒ 引き戸等への扉の取替え		脱衣所ドアノブ		
	☐ 洋式便器等への取替え				
介護認定	承認通知書に記載している承認番号「〇住改承〇号」と承認日を記入して下さい。				
申請日時点での状況	☒ 在宅中 ☐ 入院中 → 入院日 年 月 日				
宗像市長 あて 上記のとおり関係書類を添えて、改修費の支給を申請します。 居宅介護(介護予防)住宅改修費の支給を申請します。 なお未納の介護保険料がある場合、今回提出した介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書に係る支給について、未納分の介護保険料に充当することを承諾します。					
申請者(被保険者)	住所 宗像市東郷1丁目1番1号 事業者名等 宗像 花子 電話番号 0940-36-4877				
届出者	住所 宗像市大島1番地1 事業者名等 ムナカタカイゴ建設 電話番号 0940-36-5186 被保険者との関係 ☒ 施工事業者 (担当者: 介護 一郎 090-1234-5678) ☐ 家族 ☐ ケアマネジャー ☐ その他 ()				
振込先	ゆうちょ	銀行	本店	種目	口座番号
		農協	支店	1 普通預金	1 2 3 4 5 6 7
		信用組合	出張所	2 当座預金	
		信用金庫	店	3 その他	
		漁協			
フリガナ	ムナカタ タロウ				被保険者との続柄
口座名義人	宗像 太郎				夫

注意 本人名義以外の口座に振込を希望する場合は裏面の委任状の記入が必要です。支給申請時に被保険者が亡くなっている場合は裏面の念書の記入が必要です。改修費用、申請者氏名等を訂正の場合は申請者の訂正印が必要です。

※添付書類 ☐ の中にチェックをいれて下さい。

☐ 領収証の写し ☐ 改修前の写真(日付入り) ☐ その他確認資料

※宗像市 記入欄

介護度		保険料	完納・未納	給付制限	有・無	給付割合	リセット	有・無
決裁欄	受付	入力	係	係長	課長	既支給額及び支給項目	支給額	
						a 円	b<(18万-a) 円	

支給申請(工事後)／委任状・念書(償還払い)

本人名義以外の口座へ振込希望の場合に記入してください

委 任 状

宗像市長 あて _____ 年 _____ 月 _____ 日

私が宗像市から支払いを受ける、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領を下記の者に委任します。

委任者（申請者）

〒 _____ - _____

住所 _____

氏名 _____

印 _____

受任者（口座名義人）

〒 _____ - _____

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

支給申請時に被保険者が亡くなっている場合に作成してください。

念 書

宗像市長 あて _____ 年 _____ 月 _____ 日

被保険者 _____ が死亡しましたので、私が相続人を代表し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の請求及び受領を行います。

なお、本件に関し他の者から異議申立て等の問題が発生した場合は、私が責任を持って解決します。

相続人

〒 _____ - _____

住所 _____

氏名 _____

印 _____

続柄 () _____

電話番号 _____

支給申請(工事後)／領収書

〔受領委任払いの場合〕

領収証		令和 6 年 10 月 13 日
<u>宗像 花子 様</u>		
		<u>¥65,000 (税込)</u>
但し		
介護保険住宅改修費自己負担額 ¥20,000		
超過自己負担額 ¥15,000		
対象外工事費 ¥30,000 含む		
収入 印紙	印	
〒811-3701 宗像市大島 1 番地 1 ムナカタカイゴ建設 Tel 0940-36-5186		事業者印

- 介護保険対象改修費用が20万円を超えた場合や、対象外工事を含む場合は、内訳を記入してください。
- 領収書のコピーを添付してください。
- 宛名が家族の場合は、但し書きに「(被保険者氏名)様の住宅改修費自己負担分として」と記載してください。

〔償還払いの場合〕

領収証		令和 6 年 10 月 13 日
<u>宗像 花子 様</u>		
		<u>¥245,000 (税込)</u>
但し		
介護保険住宅改修費 ¥215,000		
対象外工事費 ¥30,000 含む		
収入 印紙	印	
〒811-3701 宗像市大島 1 番地 1 ムナカタカイゴ建設 Tel 0940-36-5186		事業者印

- 対象外工事を含む場合は、内訳を記入してください。
- 領収書の原本を添付してください(確認後、受付印を押して返却します)。

写真撮影時のチェックポイント

● 改修後

全体	● <u>日付入りで撮影してください。デート機能のないカメラでは、ボード等に日付を記入し、撮影してください。</u> ※ボードで改修箇所を隠さないように撮影してください。 ● <u>工事範囲全体</u>が分かるように撮影してください。 ※<u>1枚で収まらない場合は複数枚に分割して撮影してください。</u> ● <u>改修箇所1ヶ所ずつ用紙を作成してください</u> ● 改修前の写真とそれぞれ<u>同一角度で撮影</u>してください。
手すりの取付け	● 手すりの設置高さが分かるように、<u>床面を入れて撮影</u>してください。 ● 見積書に記載の<u>部材すべてが確認できるように撮影</u>してください。
段差の解消	● <u>段差解消後も段差が残る場合はメジャーをあて、段差の寸法が分かるように撮影してください。</u> ※メジャーの目盛りが見えないときは近接写真も必要 ● 床面のかさ上げの場合は、<u>床面全体が確認できる写真</u>が必要です。 ※<u>1枚で収まらない場合は複数枚に分割して撮影</u>してください。 ● 踏み台やスロープなどを設置した場合は<u>固定部分が分かるように撮影</u>してください。
床材変更	● <u>家具、家財道具などを置いていない状態で撮影</u>してください。 ※承認申請で家具を置いたまま撮影した場合は、<u>着工前に何も置いていない状態を撮影</u>しておいてください。 ● <u>床面全体(部屋などの四隅)</u>が確認できる写真が必要です。 ※<u>1枚で収まらない場合は複数枚に分割して撮影</u>してください。
扉の取替え	● 扉の種類(開き戸や引き戸)が分かるように<u>戸を少し開けた状態で撮影</u>してください。 ● <u>ドアノブの交換は戸を少し開け、内側と外側の両方が写るよう</u>に撮影してください。
便器の取替え	● <u>工事範囲全体</u>が分かるように撮影してください。 ※<u>1枚で収まらない場合は複数枚に分割して撮影</u>してください。

住宅改造費助成事業

住宅を改造する際に、介護保険の助成金額を超えた分について費用の助成を受けたい

介護保険を利用して在宅高齢者等の居住に適するように住宅を改造する場合、介護保険の助成金額を超えた分について、その費用の一部を助成します。(工事着工前の申請手続き)が必要です。

詳細は、高齢者支援課高齢者サービス係へお問合せください。

補助額	● 上限30万円 ● 助成額は対象経費と助成限度額の30万円を比較して少ないほうの額
対象者	● 宗像市に居住し、以下の①②の条件に該当する者 ① 要介護認定において要支援以上の認定を有する高齢者の属する世帯 ② ①の対象者が属する世帯が住民税非課税であること。 ● 介護保険住宅改修の対象となる工事は、介護保険給付を優先 ● ただし、介護保険給付該当部分の費用が20万円を超える場合は、超える部分の工事を対象とする
申請手続き	● 着工前の事前申請(工事着工後の申請は不可) ● 申請後、書類審査、現地調査あり ● 申請は原則、当該年度の4月から12月末まで(12月以降の申請の場合、事前相談必須)
注意事項	● 過去に宗像市住宅改造費助成事業を受けていない者が対象 (助成は一度のみ) ● 申請者が工事代金を施工業者に支払った後、補助金を振込
相談窓口	● 宗像市 高齢者支援課 高齢者サービス係 宗像市役所 N1 窓口(電話番号:0940-36-9288) 市役所開庁日の午前8時30分から午後5時まで